

吹田市土地区画整理法第76条に規定する建築行為等の許可申請事務取扱要領

(趣旨)

第1条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第76条第1項に規定する許可等に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 法第76条第1項の規定により許可を受けようとする者は、土地区画整理事業施行区域内における建築行為等許可申請書(以下「許可申請書」という)(様式第1号)正本1通、副本2通を市長あてに提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 委任状(代理人による許可申請の場合。任意様式)
- (2) 付近見取図(縮尺2,500分の1地形図)
- (3) 現況平面図および計画平面図(縮尺500分の1以上)
- (4) 断面図(縮尺100分の1以上)
- (5) 建築物の配置図・立面図(縮尺100分の1以上)
- (6) 工作物の構造図(縮尺100分の1以上)
- (7) 土地の形質の変更に関する図面(断面図など)
- (8) 物件の設置、たい積に関する図面
- (9) 仮換地指定を受けた土地であることを確認できる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、許可事項の審査の参考となる図書として別途都市計画室長が指示するもの

(申請の取下げ)

第3条 申請者が計画の変更等により、法第76条第1項の規定による許可申請を取下げる際には、取下げ届(様式第2号)を市長あてに提出しなければならない。取下げ届受理後、市長は取下げた許可申請書等を申請者に返戻する。

(許可の取りやめ)

第4条 申請者が計画の変更等により、法第76条第1項の規定により許可を受けたものを取りやめる必要がある際には、取りやめ届(様式第3号)を許可書(原本)とともに市長あてに提出しなければならない。取りやめ届を受理後、市長は取りやめた許可申請書等を申請者に返戻する。

(施行者への意見聴取)

第5条 市長が法第76条第1項の規定による許可をしようとする際には、許可申請書副本1通を施行者に送付し、法第76条第2項に基づく意見を聴取する。

(許可書等の交付)

第6条 市長は、法第76条第1項に規定する許可をする場合にあっては、土地区画整理事業施行区域内における建築行為等許可書(様式第4号)を、許可しない場合にあっては、土地区画整理事業施行区域内における建築行為等不許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、事務取扱いに必要な事項は、都市計画室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。